

諮問庁：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

諮問日：令和6年9月20日（令和6年（独個）諮問第61号）

答申日：令和7年3月26日（令和6年度（独個）答申第86号）

事件名：特定の開示請求に係る補正依頼書の決裁文書等に記載された本人の保有個人情報の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書に記録された各保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報1」という。）につき、これを保有していないとして不開示とし、別紙の2に掲げる各文書に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報2」といい、本件対象保有個人情報1と併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和6年3月25日付け5高障求発第514号により独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである（資料は省略する。）。

##### (1) 審査請求書

###### ア 理由 総論

###### (ア) 本件開示請求文書1

a 特定課課長、特定課課長補佐及び特定課係長は本件請求文書1を不存在としておりその事由を「当該保有個人情報が記録された法人文書を作成していないため。」（本件決定通知書－別紙）としているが本当に「作成していない」のであれば資料11のとおり公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に違反していることになるので本来であれば行政手続法8条1項に基づいて不作成事由を明記しなければならない。

b しかし原処分においてそれはなされていないので原処分は行政手続法8条1項に違反しておりそれゆえに取り消されなければならない

い。

(イ) 本件開示請求文書 2

- a 特定課課長、特定課課長補佐及び特定課係長は本件請求文書 2 を特定しているが資料 6 のとおり職員の氏名は公にされなければならない。
- b しかし原処分においてそれはなされていないので原処分は法 7 8 条 2 号イに違反しておりそれゆえに取り消されなければならない。

イ 理由 各論

(ア) 本件請求文書 1 - ①

- a 特定所長（中略）が作成した特定番号文書（資料 1 5）
  - (a) 特定所長（中略）が特定番号文書（資料 1 5） - 4 に「診断名は一律に評価結果に転記するものではありません。」と書いているのでこの文言が本件請求事由及び根拠に当たるのか否かについて見分せよ。
  - (b) 一方で特定課課長、特定課課長補佐及び特定課係長は令和 5 年 9 月 1 1 日付け補正依頼文書（略）（資料 1 4） - 1 - (2) - 項目 3 ないし 5 において「診断名は一律に評価結果に転記するものではありません。」という旨が書かれている障害者台帳記入要領、地域障害者職業センター業務運営手引及び厚生労働大臣指定講習資料（障害者の雇用の促進等に関する法律 2 4 条 2 項）は不存在と認めている。
  - (c) 従って特定所長（中略）が特定番号文書（資料 1 5） - 4 に書いている「診断名は一律に評価結果に転記するものではありません。」という文言は障害者台帳記入要領、地域障害者職業センター業務運営手引及び厚生労働大臣指定講習資料（障害者の雇用の促進等に関する法律 2 4 条 2 項）に違反していると断定される。
  - (d) もともと特定所長（中略）が特定番号文書（資料 1 5） - 4 に書いている「診断名は一律に評価結果に転記するものではありません。」という文言が障害者台帳記入要領、地域障害者職業センター業務運営手引及び厚生労働大臣指定講習資料（障害者の雇用の促進等に関する法律 2 4 条 2 項）に違反しているとしても特定所長（中略）は特定番号文書（資料 1 5） - 4 に「診断名は一律に評価結果に転記するものではありません。」と書いているのでこの虚偽の文言が本件請求事由及び根拠に当たるのか否かについて見分せよ。
- b 特定職員（中略）が作成した障害者台帳（資料 1 6）
  - (a) 障害者職業カウンセラー（障害者の雇用の促進等に関する法律 2 4 条 1 項）である特定職員（中略）が主治医の意見書（資料 1

7) に書かれている「診断名A」という診断名を評価結果(障害者台帳(資料16)3頁)に転記していない事由は精神科医による「診断名A」という診断名を否定するためであり実際に(中略)障害者支援経過(障害者台帳(資料16)8頁)に「特定記載A」と書いておりまた(中略)主治医の意見書(資料17)に書かれている「診断名B」という診断名を評価結果(障害者台帳(資料16)3頁)に転記している事由は「特定記載B」と認識し判断したからであるのでこれ等の文言が本件請求事由及び根拠に当たるのか否かについて見分せよ。

(b) また障害者職業カウンセラー(障害者の雇用の促進等に関する法律24条1項)である特定職員(中略)は障害者支援経過(障害者台帳(資料16)8頁)に「特定障害A」と書いているが主治医の意見書(資料17)に書かれている診断名は「診断名B」でありなおかつ両者の操作的診断基準は異なるので(中略)「特定障害A」(略)と「診断名B」(略)の違いを理解出来ておらずなおかつ両者の使い分けも出来ていないと断定される。

(c) 一方で障害者職業カウンセラー(障害者の雇用の促進等に関する法律24条1項)である特定職員(中略)による「特定記載B」という認識及び判断は別表のとおり医学的根拠(資料7ないし10)及び主治医の意見書(資料17)に反しているので明らかに医学的に誤りであり嘘でもある。

(d) もっとも障害者職業カウンセラー(障害者の雇用の促進等に関する法律24条1項)である特定職員(中略)による「特定記載B」という認識及び判断が別表のとおり医学的根拠(資料7ないし10)及び主治医の意見書(資料17)に反しており明らかに医学的に誤りであり嘘でもあるとしても(中略)は障害者支援経過(障害者台帳(資料16)8頁)に「特定記載B」と書いているのでこの虚偽の文言が本件請求事由及び根拠に当たるのか否かについて見分せよ。

(イ) 本件請求文書1-②

a 特定所長(中略)が作成した特定番号文書(資料15)

(a) 特定市が調べた結果により障害者職業カウンセラー(障害者の雇用の促進等に関する法律24条1項)である特定職員(中略)は(中略)発達障害者たち19人に対して構造化(主治医の意見書(資料17)並びに資料2及び3)を行っていない(資料5)と暴露されているが特定所長(中略)は特定番号文書(資料15)-7に「構造化については、「特定記載C」との発言があったことから、周囲が行う支援事項には含まれないとの判断により記載

しなかった」と書いているのでこの文言が本件請求事由及び根拠に当たるのか否かについて見分せよ。

- (b) 一方でc a s e会議における会話記録(資料12)4頁のとおり「構造化については、「特定記載C」との発言」はなされておらず、実際になされた発言は「特定記載D」であるので特定所長(中略)が特定番号文書(資料15)－7に書いている「構造化については、「特定記載C」との発言があった」という文言は明らかに虚偽である。
  - (c) 特定職員(中略)は(中略)発達障害者たち19人に対して構造化(主治医の意見書(資料17)並びに資料2及び3)を行っていない(資料5)だけに止まらず更に特定所長(中略)は(中略)が(中略)発達障害者たち19人に対して構造化(主治医の意見書(資料17)並びに資料2及び3)を行っていない(資料5)という不作為を隠蔽するために法人文書である特定番号文書(資料15)に嘘を書くという虚偽公文書作成罪(刑法156条)も犯しているのである(資料13)。
  - (d) もっとも特定所長(中略)が特定番号文書(資料15)－7に書いている「構造化については、「特定記載C」との発言があったことから、周囲が行う支援事項には含まれないとの判断により記載しなかった」という文言が虚偽であるにしても特定所長(中略)は特定番号文書(資料15)－7に「構造化については、「特定記載C」との発言があったことから、周囲が行う支援事項には含まれないとの判断により記載しなかった」と書いているのでこの虚偽の文言が本件請求事由及び根拠に当たるのか否かについて見分せよ。
- b 特定職員(中略)が作成した障害者台帳(資料16)
- (a) 特定市が調べた結果により障害者職業カウンセラー(障害者の雇用の促進等に関する法律24条1項)である特定職員(中略)は(中略)発達障害者たち19人に対して構造化(主治医の意見書(資料17)並びに資料2及び3)を行っていない(資料5)と暴露されているが(中略)が(中略)発達障害者たち19人に対して構造化(主治医の意見書(資料17)並びに資料2及び3)を行っていない(資料5)事由は(中略)が「特定記載E」、「特定記載F」及び「特定記載G」と認識し判断したからであり実際に(中略)障害者台帳(資料16)8頁に「特定記載E」と書いておりまた同9頁に「特定記載F」及び「特定記載G」と書いているのでこれ等の文言が本件請求事由及び根拠に当たるのか否かについて見分せよ。

- (b) 一方で構造化（主治医の意見書（資料17）並びに資料2及び3）が精神医学に基づく発達障害者支援として正しくなかつ世間一般に周知され認められていることは医学論文である資料18に書かれているとおりであるので障害者職業カウンセラー（障害者の雇用の促進等に関する法律24条1項）である特定職員（中略）による「特定記載E」、「特定記載F」及び「特定記載G」という認識及び判断は明らかに医学的に誤りであり嘘でもある。
- (c) また障害者職業カウンセラー（障害者の雇用の促進等に関する法律24条1項）である特定職員（中略）は障害者台帳（資料16）9頁に「特定機関A氏より、（中略）と話す」と書いているがcase会議における会話記録（資料12）4頁のとおりそのような発言はなされておらず実際になされた発言は「特定記載H」であるので（中略）発達障害者たち19人に対して構造化（主治医の意見書（資料17）並びに資料2及び3）を行っていない（資料5）だけに止まらず更にこの不作為を隠蔽する為に法人文書である障害者台帳（資料16）に嘘を書くという虚偽公文書作成罪（刑法156条）も犯しているのである（資料13）。
- (d) もっとも障害者職業カウンセラー（障害者の雇用の促進等に関する法律24条1項）である特定職員（中略）による「特定記載E」、「特定記載F」及び「特定記載G」という認識及び判断が医学論文である資料18に反しており明らかに医学的に誤りであり嘘でもありとしても（中略）は障害者台帳（資料16）8頁に「特定記載E」と書いておりまた同9頁に「特定記載F」及び「特定記載G」と書いているのでこれ等の虚偽の文言が本件請求事由及び根拠に当たるのか否かについて見分せよ。
- (ウ) 本件請求文書1-③
- a (略)
- b 特定職員（中略）が出席した所内ケース会議  
地域障害者職業センター業務運営手引（資料19）-第18の頭書に「職業リハビリテーション計画及び事業主支援計画については、利用障害者及び対象事業主に提案する前に必ず所内ケース会議を開催し、その内容について検討を行うものとする。」と書かれているので障害者職業カウンセラー（障害者の雇用の促進等に関する法律24条1項）である特定職員（中略）が出席した所内ケース会議に係る法人文書（決裁文書、協議文書、電子メール、ファックス及び電話録取メモを含む）が本件請求文書に当たるのか否かについて見分せよ。
- c 特定職員（中略）が作成した障害者台帳（資料16）

特定課課長、特定課課長補佐及び特定課係長は情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して「法人文書に何らかの記載がされる経緯等が残るとすれば、当該文書作成に係る決裁文書や協議文書等に記録される」（略）と説明しており障害者職業カウンセラー（障害者の雇用の促進等に関する法律24条1項）である特定職員（中略）は職業リハビリテーション計画（障害者台帳（資料16）5頁、障害者の雇用の促進等に関する法律8条1項及び2項）を含む障害者台帳（資料16）を作成しているので障害者台帳（同）、障害者台帳（同）に係る決裁文書、障害者台帳（同）に係る協議文書並びに障害者台帳（同）に係る電子メール、ファックス及び電話録取メモが本件請求文書に当たるのか否かについて見分せよ。

- d 特定所長（中略）が作成した特定番号文書（資料15）
- (a) 特定所長（中略）は特定番号文書（資料15）－6に「特定記載I」と書いているのでこの文言が本件請求事由及び根拠に当たるのか否かについて見分せよ。
  - (b) 一方で特定課課長、特定課課長補佐及び特定課係長は令和5年9月11日付け補正依頼文書（略）（資料14）－1－（2）－項目8ないし10において「特定記載I」という旨が書かれている障害者台帳記入要領、地域障害者職業センター業務運営手引及び厚生労働大臣指定講習資料（障害者の雇用の促進等に関する法律24条2項）は不存在と認めている。
  - (c) したがって特定所長（中略）が特定番号文書（資料15）－6に書かれている「特定記載I」という文言は障害者台帳記入要領、地域障害者職業センター業務運営手引及び厚生労働大臣指定講習資料（障害者の雇用の促進等に関する法律24条2項）に違反していると断定される。
  - (d) また併せて職業リハビリテーション計画（障害者台帳（資料16）5頁、障害者の雇用の促進等に関する法律8条1項及び2項）を策定した障害者職業カウンセラー（障害者の雇用の促進等に関する法律24条1項）である特定職員（中略）も特定所長（中略）と共に障害者台帳記入要領、地域障害者職業センター業務運営手引及び厚生労働大臣指定講習資料（障害者の雇用の促進等に関する法律24条2項）に基づいて仕事をしていない（障害者支援を行っていない）と断定される。
  - (e) もっとも特定所長（中略）が特定番号文書（資料15）－6に書いている「特定記載I」という文言が障害者台帳記入要領、地域障害者職業センター業務運営手引及び厚生労働大臣指定講習資

料（障害者の雇用の促進等に関する法律24条2項）に違反しているとしても特定所長（中略）は特定番号文書（資料15）－6に「特定記載I」と書いているのでこの虚偽の文言が本件請求事由及び根拠に当たるのか否かについて見分せよ。

（以下略）

## （2）意見書

諮問庁である機構が作成した本件理由説明書（下記第3。以下同じ。）を下記のとおり論駁する。

ア 「原処分維持が適当である」と書かれているが後述するとおり原処分は違法であるのでその維持は適当でなく取り消されなければならない。

イ 「受付日同月13日」と書かれているが審査請求人は諮問庁から受付日について通知されていないのでその日にちについて不知である。

ウ 「法人文書は作成していない」と書かれているがこれは公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に違反しているので明らかに違法である。また仮にこれが事実であれば何故作成していないのか、即ち何故公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項を遵守していないのかについて理由説明しなければならないが諮問庁は本件理由説明書においても本件決定通知書（令和6年3月25日付け5高障求発第514号）においてもそれを為していないので原処分は明らかに行政手続法8条1項に違反している。

エ そもそも特定職員（中略）は障害者台帳を作成しておりそれに書かれている内容についての経緯も含めた意思決定に至る過程（公文書等の管理に関する法律4条）自体が存在することは確かであるのでその経緯も含めた意思決定に至る過程（公文書等の管理に関する法律4条）がなんらの法人文書（電子メール、ファックス、電話録取メモ及び録音データを含む）に書かれていないことは公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に照らしてまずあり得ない。

オ 上記ウ及びエを踏まえて審査請求人は行政不服審査法に基づいて下記の三点を求める。

- ① 特定職員（中略）が作成した障害者台帳に係る全ての法人文書（電子メール、ファックス、電話録取メモ及び録音データを含む）の提出を求める（行政不服審査法33条）。ここでの法人文書とは諮問庁内において作成した法人文書（手書き文書を含む）、取得した法人文書（同）及び協議した内容が記されている法人文書（同）を指している。
- ② 障害者台帳を作成した特定職員（中略）に対してその作成経緯も含めた意思決定に至る過程（公文書等の管理に関する法律4条）について陳述を求める（行政不服審査法34条）。
- ③ 障害者台帳を作成した特定職員（中略）に対してその作成経緯も含

めた意思決定に至る過程（公文書等の管理に関する法律4条）について質問を求める（行政不服審査法36条）。

カ ないしク 略

ケ 「法人文書の存在を確認できない」と書かれているがこれは明らかに嘘であり何故なら特定職員（中略）が障害者台帳8頁（障害者支援経過）に「○本人から、（中略）を話し合う。」と書いているので審査会は特定職員（中略）が作成した障害者台帳を取り寄せた上で「○本人から、（中略）を話し合う。」という文言が本件請求事由及び根拠に該当するのか否かについて見分せよ。仮に該当しない場合は行政手続法8条1項に基づいてその事由も明らかにせよ。

コ また特定所長（中略）も特定番号文書-4に「なお、診断名は一律に評価結果に転記するものではありません。」と書いているので審査会は特定所長（中略）が作成した特定番号文書を諮問庁から取り寄せた上で「なお、診断名は一律に評価結果に転記するものではありません。」という文言が本件請求事由及び根拠に該当するのか否かについて見分せよ。仮に該当しない場合は行政手続法8条1項に基づいてその事由も明らかにせよ。

サ 上記カないしコを踏まえて審査請求人は行政不服審査法に基づいて下記の三点を求める。

① 特定職員（中略）が作成した障害者台帳に係る全ての法人文書（電子メール、ファックス、電話録取メモ及び録音データを含む）及び特定所長（中略）が作成した特定番号文書に係る全ての法人文書（電子メール、ファックス、電話録取メモ及び録音データを含む）の提出をそれぞれ求める（行政不服審査法33条）。ここでの法人文書とは諮問庁内において作成した法人文書（手書き文書を含む）、取得した法人文書（同）及び協議した内容が記されている法人文書（同）を指している。

② 障害者台帳を作成した特定職員（中略）及び特定番号文書を作成した特定所長（中略）に対してそれ等の作成経緯も含めた意思決定に至る過程（公文書等の管理に関する法律4条）について陳述をそれぞれ求める（行政不服審査法34条）。

③ 障害者台帳を作成した特定職員（中略）及び特定番号文書を作成した特定所長（中略）に対してそれ等の作成経緯も含めた意思決定に至る過程（公文書等の管理に関する法律4条）について質問をそれぞれ求める（行政不服審査法36条）。

シ 「不存在とした」と書かれているが何故不存在であるのかについて諮問庁は何も説明していないので原処分は明らかに行政手続法8条1項に違反している。一方で諮問庁は「法人文書は作成していない」と書いて

いるがこれについて上記ウないしオを参照せよ。

ス 略

セ 「法人文書の存在が確認できない」と書かれているがこれは明らかに嘘であり何故なら特定職員（中略）が障害者台帳8頁（障害者支援経過）に「本人としては、（中略）了承を得る。」と書いておりまた同9頁（障害者支援経過）に「特定記載J」、「○本人は、（中略）となった。」、「○職業評価結果について、（中略）を展開する。」及び「特定機関A氏より、（中略）ができない。」と書いているので審査会は特定職員（中略）が作成した障害者台帳を取り寄せた上で「本人としては、（中略）了承を得る。」、「特定記載J」、「○本人は、（中略）となった。」、「○職業評価結果について、（中略）を展開する。」及び「特定機関A氏より、（中略）ができない。」という文言が本件請求事由及び根拠に該当するのか否かについて見分せよ。仮に該当しない場合は行政手続法8条1項に基づいてその事由も明らかにせよ。

ソ また特定所長（中略）も特定番号文書-7に「構造化については、「特定記載C」との発言があったことから、周囲が行う支援事項には含まれないとの判断により記載しなかった」と書いているので審査会は特定所長（中略）が作成した特定番号文書を諮問庁から取り寄せた上で「構造化については、「特定記載C」との発言があったことから、周囲が行う支援事項には含まれないとの判断により記載しなかった」という文言が本件請求事由及び根拠に該当するのか否かについて見分せよ。仮に該当しない場合は行政手続法8条1項に基づいてその事由も明らかにせよ。

タ 上記スないしソを踏まえて審査請求人は行政不服審査法に基づいて下記の三点を求める。

（上記サと同一内容のため省略）

チ 「不存在とした」と書かれているが何故不存在であるのかについて諮問庁は何も説明していないので原処分は明らかに行政手続法8条1項に違反している。一方で諮問庁は「法人文書は作成していない」と書いているがこれについて上記ウないしオを参照せよ。

ツ及びテ 略

ト 「法人文書の存在が確認できない」と書かれているがこれは明らかに嘘であり何故なら特定所長（中略）が特定番号文書-6に「特定記載I」と書いているので審査会は特定所長（中略）が作成した特定番号文書を諮問庁から取り寄せた上で「特定記載I」という文言が本件請求事由及び根拠に該当するのか否かについて見分せよ。仮に該当しない場合は行政手続法8条1項に基づいてその事由も明らかにせよ。

ナ 上記ツないしトを踏まえて審査請求人は行政不服審査法に基づいて下

記の三点を求める。

(上記サと同一内容のため省略)

ニ (上記チと同一内容のため省略)

ヌ 「機構職員の氏名、個人の印影及び内線番号については、(中略)不開示とした」と書かれているがまず前二者(氏名及び印影)については総務省のウェブサイトにおいて「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」という文書が公開されており(註:略)当該文書に「各行政機関は、その所属する職員(中略)の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、(中略)公にするものとする。」及び「「公にする」とは、職務遂行に係る公務員の氏名を求められれば応じるとの趣旨であり、(後略)。」と書かれているので前二者(氏名及び印影)は法78条1項2号イに基づいて公にされなければならない。次いで後者についても内線番号は各職員達が私的に用いる番号でなく諮問庁が職務に用いる番号として各職員達に付与している番号であり当該番号は各職員達の私的な情報に当たらないので法78条1項2号ハに基づいて公にされなければならない。

ネ 「原処分は妥当である。」と書かれているが前述したとおり原処分は違法であるので妥当でなく取り消されなければならない。

ノ 本件理由説明書の別紙、本件諮問通知書(略)の別紙及び本件決定通知書(令和6年3月25日付け5高障求発第514号)の別紙に誤記があるので下記のとおり指摘しておく。

1頁 中段 表中 3行目2列目

誤 一人ひとりの特徴を捉えた

正 一人ひとりの特徴を捉えた

2頁 上段 表中 1行目2列目

誤 障害者の雇用の促進等に関する法律1条8項

正 障害者の雇用の促進等に関する法律1条及び8条

ハ 最後に本件諮問が失当であることについても糾弾しておく。諮問庁のウェブサイトにおいて「個人情報保護法開示請求等の事務処理要領」が公開されており(註:略)当該要領-第12-3-(1)に「機構は、審査請求があった場合、可能な限り速やかに審査会へ諮問する。諮問するに当たって改めて調査・検討等を行う必要がないような事案については、審査請求があった日から諮問するまでに遅くとも30日を超えないようにするとともに、その他の事案についても、特段の事情がない限り、遅くとも90日を超えないようにすることとする。」と定められている。本件諮問通知書(略)に書かれているとおり本件審査請求日は「令和6年6月22日」であり本件諮問日は「令和6年9月20日」であるので諮問庁が審査会に諮問するまでに「90日間」もかかっていることにな

る。しかし当該要領 - 第 1 2 - 3 - (1) に「審査請求があった日から諮問するまでに遅くとも 30 日を超えないようにする」と定められているので諮問庁が審査会に諮問するまでに「90 日間」もかかっている本件諮問は当該要領 - 第 1 2 - 3 - (1) に違反しておりそれ故に失当である。

### 第 3 諮問庁の説明の要旨

本件審査請求にあつては、以下の理由により原処分維持が適当であると考える。

令和 5 年 9 月 9 日付け（受付日同月 13 日）で審査請求人から、法 77 条 1 項の規定に基づく別紙に掲げる 1 及び 2（本件対象保有個人情報）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）があり、これに対し機構は、別紙の 1 については、当該保有個人情報が記録された法人文書は作成していないことから、不開示とし、別紙の 2 については、文書を特定し、その一部を不開示とする決定を行った（原処分）。審査請求人は、原処分の取消しを主張している。

なお、別紙の 1 にある障害者台帳とは、審査請求人に関する職業評価の結果や職業相談の記録等、個人情報が集約された文書である。

#### 1 別紙の 1 の①の文書について

審査請求人は、特定職員が審査請求人に係る障害者台帳に、主治医の意見書に書かれている診断名 A を転記しなかった事由及び根拠、並びに障害者台帳に、主治医の意見書に書かれている診断名 B を転記している事由及び根拠を記した保有個人情報を請求していると解される。

これについては、審査請求人の求める保有個人情報が記録された法人文書の存在が確認できないことから、不存在としたものである。

#### 2 別紙の 1 の②の文書について

審査請求人は、特定職員が審査請求人に係る障害者台帳に、「あえて、構造化の言葉を書いていない」事由及び根拠等を記した保有個人情報を請求していると解される。

これについては、審査請求人の求める保有個人情報が記録された法人文書の存在が確認できないことから、不存在としたものである。

#### 3 別紙の 1 の③の文書について

審査請求人は、特定職員が審査請求人に係る障害者台帳に、靈感商法の手口を書き添えており、さらに障害者の雇用の促進等に関する法律 1 条及び 8 条、並びに発達障害者支援法 2 条、2 条の 2 及び 3 条に反する内容を書いている事由及び根拠等を記した保有個人情報を請求していると解される。

これについては、審査請求人の求める保有個人情報が記録された法人文書の存在が確認できないことから、不存在としたものである。

#### 4 別紙の 2 について

審査請求人の特定の開示請求に係る補正依頼書の決裁文書一式及び特定の審査請求に係る理由説明書の決裁文書一式を請求していると解される。

これについて、機構職員の氏名、個人の印影及び内線番号については、開示請求者以外の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であることから、法78条1項2号に該当するため不開示としたものである。

以上のことから、機構が本件開示請求に対し、法82条1項の規定に基づき一部開示決定とした原処分は妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年9月20日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月9日 審議
- ④ 同年11月5日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 令和7年1月31日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年3月18日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報1につき、これを保有していないとして不開示とし、本件対象保有個人情報2につき、その一部を法78条2号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は不開示理由を法78条1項2号に改めた上で、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報2の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性を検討するとともに、本件対象保有個人情報1の保有の有無について検討する。

##### 2 本件対象保有個人情報1の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、改めて確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求は、審査請求人に係る障害者台帳の各「記載」に関し、当該記載がされた事由、根拠を記す法人文書の開示を求めるものである。

イ 障害者台帳とは、審査請求人に関する職業評価の結果や職業相談の記録等、個人情報が集約された文書であるところ、職業評価や職業相談における審査請求人等とのやり取りの記録は同台帳の外に保有していないため、障害者台帳を確認したところ、審査請求人が求める保有個人情報の記載はなかったため、不存在としたものである。

ウ 障害者台帳は、担当職員が面接、各種検査等の実施により収集した諸情報等を取りまとめているものであり、作成に当たって決裁を経る等の

手続はなく、本件対象保有個人情報にある障害者台帳の各「記載」の事由や根拠を記す文書は作成していない。

エ 念のため、審査請求人が特定すべきとする障害者台帳を改めて確認したが、該当する保有個人情報を確認できなかった。

(2) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ検討する。

本件対象保有個人情報に係る上記(1)アにおける諮問庁の説明は、本件開示請求書の記載を踏まえれば是認できる。よって、本件対象保有個人情報の探索の範囲としては、障害者台帳に係る決裁文書等の経緯文書となるどころ、同ウの説明に特段不自然・不合理な点は認められない。

また、職業評価や職業相談における審査請求人等とのやり取りの記録は当該台帳の外に保有しておらず、同台帳に本件対象保有個人情報の記録がされていないとする上記(1)イ及びエの諮問庁の説明を覆すに足る事情は認められず、本件対象保有個人情報にある「事由、根拠を記す法人文書」を作成したとすべき特段の事情も認められない。

したがって、機構において、本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し改めて確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

ア 当該部分に記載されている機構職員に係る情報については、機構ウェブサイトや独立行政法人国立印刷局編の職員録に掲載されておらず、審査請求人に対し、諮問庁の担当者について明らかにしている事情も認められない。

イ また、内線番号は職員一人一人に付与されている番号であり、特定の職員に紐づいていることから、特定の個人を識別することが可能である。

(2) 当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、当該部分は法78条1項2号本文前段の開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

また、法78条1項2号ただし書イに該当しないとする上記(1)アの諮問庁の説明に不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。さらに、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められず、当該部分は、いずれも個人識別部分であると認められることから、法79条2項の部分開示の余地はない。

よって、当該部分は、法78条1項2号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 5 付言

当審査会において、諮問書に添付された法83条2項に基づく「開示決定等期限の延長について（通知）」を確認したところ、処分庁が通知した延長後の開示決定期限は令和5年11月13日であり、求補正に要した日数を除いてもなお、原処分は開示決定期限を超過してされたものと認められる。

このような処分庁の対応は不適正なものであるといわざるを得ず、今後、処分庁においては、開示決定期限を超過することのないよう、適切に対応することが望まれる。

## 6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報1につき、これを保有していないとして不開示とし、本件対象保有個人情報2につき、その一部を法78条2号に該当するとして不開示とした決定については、本件対象保有個人情報1につき、機構において、これを保有しているとは認められないので、不開示としたことは妥当であり、本件対象保有個人情報2につき、不開示とされた部分は、同条1項2号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 石川千晶、委員 磯部 哲

別紙（本件対象保有個人情報記録する文書）

1

- ① 精神科医が作成した主治医の意見書に「診断名A」という診断名が書かれているにも関わらず精神科医でない特定職員は「診断名A」という診断名を評価結果（障害者台帳3頁）に転記していないのでその事由及び根拠を記す法人文書を開示請求する。

一方で特定職員は主治医の意見書に書かれている「診断名B」という診断名を評価結果（障害者台帳3頁）に転記しているのでその事由及び根拠を記す法人文書も併せて開示請求する。

- ② 精神科医が作成した主治医の意見書に発達障害者支援として構造化が書かれておりまた障害者職業総合センターが作成した厚生労働大臣指定講習資料（資料2）及び実践報告書No. 14（資料3）にも発達障害者支援として構造化が書かれている（下表参照）にも関わらず特定市が調べた結果により精神科医でない特定職員は（中略）発達障害者たち19人に対して構造化（主治医の意見書並びに資料2及び3）を行っていない（資料5）と暴露されているので精神科医でない特定職員が障害者台帳に「あえて、構造化の言葉を書いていない」（同9頁）事由及び根拠を記す法人文書を開示請求する。

障害者職業総合センター	
厚生労働大臣指定講習資料（資料2） 障害者の雇用の促進等に関する法律24条2項	実践報告書No. 14（資料3） 発達障害を理解するために～支援者のためのQ&A～
「受講者（補註：障害者職業カウンセラー（障害者の雇用の促進等に関する法律24条1項））が担当する作業を構造化、視覚化する」（4頁）	「発達障害のある方を受け入れる職場においては、もう一つ環境や作業課題の手順等の「構造化」の視点が有効になります。」（29頁） 「「構造化」とは（中略）職場環境をわかりやすく再構成することをいいます。」（同） 「一人ひとりの特徴を捉えた上で、必要な構造化を行うことが大切になります。」（31頁）

- ③ 消費者契約法4条3項5号、7号及び8号は下表のとおりであり、これ等は靈感商法の手口であるが特定職員は職業リハビリテーション計画（1）支援計画（障害者台帳5頁）に下表のとおり靈感商法の手口を書いており更に下表のとおり障害者の雇用の促進等に関する法律1条及び8条、並びに発達障害者支援法2条、2条の2及び3条に反する内容も書いているのでその事由及び根拠を記す法人文書を開示請求する。

<p>消費者契約法 4条3項5号、 7号及び8号</p>	<p>障害者の雇用の 促進等に関する 法律1条8項</p>	<p>発達障害者支援 法2条、2条の 2及び3条</p>	<p>特定職員が作成 している職業リ ハビリテーション 計画（1）支 援計画（障害者 台帳5頁）</p>
<p>五 当該消費者 が、社会生活上 の経験が乏しい ことから、次に 掲げる事項に対 する願望の実現 に過大な不安を 抱いていること を知りながら、 その不安をあお り、裏付けとな る合理的な根拠 がある場合その 他の正当な理由 がある場合でな いの物品、権 利、役務その他 の当該消費者契 約の目的となる ものが当該願望 を実現するため に必要である旨 を告げること。 イ 進学、就 職、結婚、生計 その他の社会生 活上の重要な事 項 ロ 容姿、体型 その他の身体 の特徴又は状況に</p>	<p>第一条 この法 律は、障害者の 雇用義務等に基 づく雇用の促進 等のための措 置、雇用の分野 における障害者 と障害者でない 者との均等な機 会及び待遇の確 保並びに障害者 がその有する能 力を有効に発揮 することができる ようにするた めの措置、職業 リハビリテーシ ョンの措置その 他障害者がその 能力に適合する 職業に就くこと 等を通じてその 職業生活におい て自立すること を促進するため の措置を総合的 に講じ、もって 障害者の職業の 安定を図ること を目的とする。 第八条 職業リ</p>	<p>第二条 3 この法律に おいて「社会的 障壁」とは、発 達障害がある者 にとって日常生 活又は社会生活 を営む上で障壁 となるような社 会における事 物、制度、慣 行、観念その他 一切のものをい う。 第二条の二 2 発達障害者 の支援は、社会 的障壁の除去に 資することを旨 として、行われ なければならない。 第三条 4 発達障害者 の支援等の施策 が講じられるに 当たっては、発 達障害者及び発 達障害児の保護</p>	<p>略</p>

<p>関する重要な事項</p> <p>七 当該消費者が、加齢又は心身の故障によりその判断力が著しく低下していることから、生計、健康その他の事項に関しその現在の生活の維持に過大な不安を抱いていることを知りながらその不安をあり、裏付けとなる合理的な根拠がある場合その他の正当な理由がある場合でないのに、当該消費者契約を締結しなければその現在の生活の維持が困難となる旨を告げること。</p> <p>八 当該消費者に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、当該消費者又はその親族</p>	<p>ハビリテーションの措置は、障害者各人の障害の種類及び程度並びに希望、適性、職業経験等の条件に応じ、総合的かつ効果的に実施されなければならない。</p> <p>2 職業リハビリテーションの措置は、必要に応じ、医学的リハビリテーション及び社会的リハビリテーションの措置との適切な連携の下に実施されるものとする。</p>	<p>者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）の意思ができる限り尊重されなければならないものとする。</p>	
--	--	---	--

<p>の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をあり、又はそのような不安を抱いていることに乗じて、その重大な不利益を回避するためには、当該消費者契約を締結することが必要不可欠である旨を告げること。</p>			
--	--	--	--

2

特定番号文書に係る決裁文書一式

特定理由説明書に係る決裁文書一式

別表

障害者支援経過 (障害者台帳(資料16)8頁)	医学的根拠 (資料7ないし10)	主治医の意見書 (資料17)
特定記載K	<p>資料7 「ASD(補註:自閉スペクトラム症)の特定C症状と特定障害B(補註:診断名A)症状とは異なる物である」</p> <p>資料8 「ASD(補註:自閉スペクトラム症)が生来の特性であるのに対して、特定C症(補註:診断名A)はある時期から生じてくるという点も重要な鑑別点です。」</p> <p>「ASD(補註:自閉スペクトラム症)の「こだわり」と特定C症(補註:診断名A)の特定Cは厳密には異なるものです」</p>	<p>診断名B 診断名A 中等症の特定C症状もある</p>
それらが一定落ち着くと	<p>資料9 「思春期(中略)から青年期と年長になるにしたがって、次第に特定C的な症状が目立ってくる傾向がある。」</p>	
特定記載L	<p>資料19 「広汎性発達障害の典型的な症状は幼児期にみられ、一般に症状は成長とともに軽減し、特定障害Aでもその傾向が強い。また、特定障害Aには、</p>	

	(中略) 特定C症状が合併することはよく知られている。」	
--	------------------------------	--